

令和 4 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

令和 4 年 6 月 9 日 開会

令和 4 年 6 月 17 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第34号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第35号 宝達志水町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の報告について
- 専決第2号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第14号）
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 専決第3号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 専決第4号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
- 専決第5号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 報告第6号 専決処分の報告について
- 専決第6号 令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
- 報告第7号 令和3年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第8号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第9号 令和3年度宝達志水町病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第10号 専決処分の報告について
- 専決第7号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 報告第11号 専決処分の報告について
- 専決第8号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第12号 専決処分の報告について
- 専決第9号 宝達志水町過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第13号 専決処分の報告について
- 専決第10号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和4年6月9日（木曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 坂 井 賢
次 長 開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 大 岩 慎 一
総 務 課 長 岡 田 正 人
危機管理監兼
環境安全課長 藤 井 博 樹
企画情報課長 大 下 佳 子
財 政 課 長 金 田 成 人
商工観光課長 守 田 幸 浩
税務住民課長 菅 野 嘉 一
健康福祉課長兼
子育て応援室長 定 免 文 江
健康づくり推進
室 長 浜 坂 浩 幸

農林水産課長	松原好秀
地域整備課長	杉谷克久
会計課長	松坂久代
宝達志水病院 事務局長	松田英世
教育長	細江孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室長	安達大治
学校教育課 担当課長	岡本泰
生涯学習課長	宮本孝則

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第34号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第35号 宝達志水町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
専決第2号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
専決第3号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について
専決第4号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について
専決第5号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について
専決第6号 令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補
正予算(第3号)
- 日程第12 報告第7号 令和3年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第13 報告第8号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書
の報告について
- 日程第14 報告第9号 令和3年度宝達志水町病院事業会計予算繰越計算書の
報告について
- 日程第15 報告第10号 専決処分の報告について
専決第7号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 報告第11号 専決処分の報告について
専決第8号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税
の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 報告第12号 専決処分の報告について
専決第9号 宝達志水町過疎地域の持続的発展の支援のための固定
資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第18 報告第13号 専決処分の報告について
専決第10号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について
- 日程第19 諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第20 諮問案件の採決
- 日程第21 諮問案件以外の議案に対する質疑
- 日程第22 町政一般についての質問
- 日程第23 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（金田之治君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

表彰の報告がありますので、議会事務局長から報告させます。

○議会事務局長（坂井 賢君） 自治功労町議会議員表彰の報告をいたします。

全国町村議会議長会表彰、15年以上在職者表彰、柴田 捷議員。

石川県町村議会議長会表彰、11年以上在職者表彰、土上 猛議員。

以上のとおりです。

なお、表彰式は、4月27日に開催された石川県町村議会議長会定期総会の席上で行われました。

また、全国町村議会議長会表彰、町村議会表彰として宝達志水町議会が表彰されました。誠におめでとうございます。

○議長（金田之治君） ただ今から、令和4年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は10名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、7番 柴田 捷君、9番 北本俊一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間といたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」ほか2件の要望書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、令和4年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） これより、本日提出のありました議案第34号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から報告第13号 専決処分の報告について、専決第10号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの議案2件、諮問1件及び報告12件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに、令和4年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢と本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次、御説明を申し上げます。

初めに、宮中新嘗祭献穀田の御田植え式について申し上げます。

本年は、本町宿の岡野 茂氏が献穀者を務められ、5月25日に岡野氏の圃場において、知事を始め来賓各位の御参列の中、古式に則り行事が執り行われました。

本町に献穀田が設けられるのは21年ぶりで、町にとっても大変名誉なことであり、早乙女を務めた相見小学校の児童や会場に集われた100名を超える多くの方にとっても非常にめでたく、思い出深い行事であったと感じております。

収穫される米は、11月に宮中での新嘗祭にお供えされることとなっており、岡野氏には無事に大任を果たされますことをお祈り申し上げます。

次に、ロシアによるウクライナ侵攻について申し上げます。

侵攻開始から3か月以上が経過し、残虐な行為により多くの犠牲や被害が発生しています。ロシアの蛮行は目に余るものであり、侵攻の終結に向けて、困難を乗り越え世界が協調する必要があります。

政府には、侵攻の終結による平和実現について、そして我が国の安全について積極的な取組みを期待します。

本町では、ウクライナ国民に対する支援のために義援金の受付を実施したほか、難民の受け入れについても必要な際には協力したいと考えております。一日も早い軍事侵攻の終結を願っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

3月21日に「まん延防止等重点措置」が解除されて以来、社会活動が徐々に活発化しており、外国人の入国についても緩和の方向で進んでいます。こうした状況の変化は、社会全体で感染対策に取り組んできた成果であると考えており、町民の皆様には、引き続き御協力をお願いいたします。

なお、マスクについては、夏場の熱中症対策等の観点から、状況に応じて外すことも推奨されており、正しい知識を下に、他者に対する理解を社会で共有しながら対策に取り組むことをお願いいたします。

ワクチン接種については、12歳以上17歳未満の方の3回目の接種を今月11日から、60歳以上の方と18歳から60歳未満の基礎疾患を有する方の4回目の接種は7月から開始いたします。

なお、一度も接種されていない方においては、町内医療機関での接種が可能となっております。

次に、トキの放鳥受入申請について申し上げます。

現在、環境省が国の特別天然記念物トキの野生復帰、定着を目指し、環境整備に取り組む地域を公募しております。これを受け、県や本町以北の能登地域、関係団体と共に5月6

日に「能登地域トキ放鳥受入推進協議会」を設立し、全国トップを切って5月16日に環境大臣に放鳥受入申請を行いました。

能登は、豊かな里山里海の中で伝統的農林水産業が営まれており、平成23年には世界的に重要な地域として国連食糧農業機関から世界農業遺産に認定されております。

認定以後は、能登地域G I A H S 推進協議会等において、自然環境や生物多様性の保全、そして地域の振興を図ることを目的に数多くの取組が推進されてきました。また、野生のトキが生息していた本州最後の地でもあり、この能登こそが放鳥に相応しい地域であると認識しております。

候補地の選定は8月頃が予定されており、放鳥実現に向けた取組みについて、地域の皆様にも御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、熊の出没について申し上げます。

先月以来、町内で熊の目撃が相次いでおります。町では、職員による巡回パトロール、猟友会との情報共有、また安心ほっとメール、ホームページやケーブルテレビ等により注意喚起を行ってまいりました。

今年度は、熊の餌である木の実が山中で不足することが予想され、県内において「ツキノワグマ出没警戒準備情報」が発令されている中、出没事例も多くなっています。

熊を人里に引き寄せないためには、やぶの刈り払いやごみの適切な取扱い等が効果的であるとされていることから、御協力をお願いいたします。

次に、交通安全について申し上げます。

本町では、町内での死亡事故ゼロが続いており、5月30日をもって連続700日を達成することができました。これは、町民の御協力、そして町交通安全協会を始めとする関係団体の皆様の日々の御活動の賜物であり、この場をお借りして御礼申し上げます。

今後も、交通安全はもとより、安全なまちづくりのために御協力をお願いいたします。

次に、「宝コミックフィールド」について申し上げます。

昨年度から運営主体である宝達スポーツ文化コミッションが書籍や施設内の整備を進めてきたほか、ボランティアの方々による清掃作業の御協力等をいただきながら開館準備を進め、今月4日に開館の運びとなりました。

開館式典には、知事、議長並びに書籍の寄贈者である株式会社中島電陽社の中島会長に来賓として御臨席いただいたほか、多数の来館者による参観がございました。

知事から、国会議員時代のMANGA議連での活動に基づいた期待と激励の祝辞をいた

だいたように、多くの方から御期待をいただいております、今後は利用者のニーズに応えながら施設やサービスの向上が図られ、多くの方の利用を得て、コミュニティや賑わいの場となることを願っております。

それでは、今定例会に提出いたします、令和4年度の補正予算1件、条例1件、人事関係1件、また報告関係について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第34号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、1億8,949万9,000円を追加し、総額を77億7,042万6,000円とするものであります。

歳出の主なものとして、総務費では、10月から運行を開始する南北シャトルの準備経費のほか、一般財団法人自治総合センターの助成による各集落のコミュニティ事業経費を追加するものであります。

民生費では、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に10万円を、物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する生活支援として児童1人当たり5万円を支給する経費のほか、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種経費を追加するものであります。

農林水産業費では、能登スマートドライブプロジェクト協議会及び能登地域トキ放鳥受入推進協議会への負担金を追加するものであります。

商工費では、7月に今浜海岸で開催されるジェットスキー大会において、主催者の一般社団法人日本ジェットスポーツ協会が参加者に配布するほっぴーさん商品券の購入に対する補助金や、DMOによる地域活性化のために、関係者間での意識醸成と今後の戦略策定及び活動推進に繋げるための戦略会議や先進地視察等に係る経費を追加するものであります。

土木費では、社会資本整備総合交付金の内示があったことから、町道2路線等の整備に係る経費を追加するものであります。

消防費では、1地区の自主防災組織に対し一般財団法人自治総合センターから助成金の交付決定があったことから、所要の経費を追加するものであります。

教育費では、宝達中学校における冬期スクールバスについて、押水第一小学校及び宝達小学校校下での運行経費や、県のモデル校に選ばれた3事業の経費、またスポーツに関する諸事業や関係団体の運営サポートに従事する地域おこし協力隊を募集する経費を追加す

るものであります。

歳入には、国庫支出金、県支出金、繰入金のほか、諸収入を充てるものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第35号 宝達志水町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和7年4月に町内小学校5校を廃止し、新たに町立押水小学校と町立志桜小学校の2校を設置するための所要の改正を行うものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、9月30日をもって任期満了となる宝達志水町免田イ50番地、太田永作氏を再任し法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

続いて、報告第2号から報告第6号までの5件は、令和3年度における各会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めるものであり、いずれも事務事業の精算を含んでおります。

まず、報告第2号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第14号）の専決処分についてであります。

今回の補正では、9,702万4,000円を減額し、総額を90億6,834万7,000円としたものであります。

歳入では、地方譲与税等の交付額の確定と、国・県支出金、町債等の特定財源についての補正が主なものであります。

歳出では、基金積立金、温泉施設運営費で追加を行うほか、財源組替えを行ったものであります。

債務負担行為の補正については、「古墳の湯」指定管理業務において、リスク分担を一部見直すことから、追加の債務負担行為を設定したものであります。

次に、報告第3号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、260万4,000円を追加し、総額を15億8,356万7,000円としたものであり、歳出において、一般被保険者療養給付費を増額したものであります。

次に、報告第4号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、26万円を追加し、総額を2億1,249万2,000円としたものであります。

次に、報告第5号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、2億627万5,000円を減額し、総額を17億6,396万2,000円としたもので、

歳出において基金積立金を増額したものであります。

次に、報告第6号 令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、504万9,000円を減額し、総額を7,974万円としたものであります。

次に、報告第7号 令和3年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越す事業は16事業で、総額4億182万1,000円であります。いずれも予算措置後の事業執行に不測の期間を要したことや、国の補正により年度内に事業を完了することができなかつたもので、適切な予算執行のため令和4年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第8号及び報告第9号については、それぞれ下水道事業会計、病院事業会計において、コロナ禍で資材の調達が困難となり、予算措置後の事業執行に不測の期間を要し、年度内に事業を完了することができなかつたことから、適切な予算執行のため令和4年度へ繰り越したものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第10号から報告第13号までは、それぞれ「宝達志水町税条例等」、「宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例」、「宝達志水町過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例」及び「宝達志水町国民健康保険税条例」の一部を改正する条例に係る専決処分の報告であり、関係法令の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎諮問案件に対する質疑・討論の省略

○議長（金田之治君） お諮りいたします。諮問第1号は、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

◎諮問案件の採決

○議長（金田之治君） これより採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問を採決いたします。

本案は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任として答申することに決定をいたしました。

◎諮問案件以外の議案に対する質疑

○議長（金田之治君） ここで、諮問以外の議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（金田之治君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 私のほうから、危機管理監の役割と町職員の知識・技能の向上の2点について質問させていただきます。

まず、危機管理監の役割についてお聞きいたします。

近年、町においては、大雪による孤立集落の発生、大雨による土砂災害などが発生しております。奥能登地域での地震の頻発も非常に気になるところでございます。生活面では、時折不審者情報があったり、子供達の通学路の安全を確保してもらいたいとの要望もいただいております。

そのような中で、今年度から総務課危機管理室が生活衛生部門と統合して環境安全課に組織改編されたとともに、新たに危機管理監という役職が設けられました。

そこで、この環境安全課長と兼務となりました藤井危機管理監に、危機管理監が災害や生活面の不安に対してどのような役割を担うのか、あるいはどのように対処をしていくのかについてお伺いしたいと思います。

また、災害発生時等の指揮は町長が取られるのか、それとも危機管理監が取られることになるのかについてもお伺いしたいと思います。指揮系統が複数になると、現場が混乱することになるため、明確にお答えいただきたいと思います。

次に、町職員の知識・技能の向上についてお聞きいたします。

3月の議会全員協議会において、高下元副町長から、一部の努力している町職員を除き、職員全体のレベルアップが必要である旨の御意見をいただきました。責任を負わせることで成長させ、課題を与えて仕事をさせるべきであるとのことでありました。職員の中には、個々に努力し、町民の負託に応えるべく成長している者もいるとおっしゃっておられました。

町職員は、能力や査定に応じて昇給の幅に違いが出ることがあっても、特に問題を起こすことがない限り給料が下がることはなく、賞与についても条例や規則によって守られています。民間企業のように業績を気にする必要がありません。個々に努力して知識や技能の向上に努めることを促しても、その成果や対価が伴わなければやる気が起こるものではございません。そこで、職員に対して、資格手当の制度を導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

現在、資格取得奨励金交付要綱が定められていますが、内容については、資格取得に要した費用の助成だけであります。これだけでは職員のモチベーションが上がることはないと考えています。

町の業務に寄与できる資格の重要度や難易度に応じて点数化をして、給与に反映できれば、職員のモチベーションにもつながると思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えします。

町職員に対する資格取得手当の創設についてですが、本町の給与・手当等の制度は、人事院勧告に準じた取り扱いを基本とし、地方公務員法の「情勢適応の原則」や「均衡の原則」等を基本として運用しており、御提案のような制度を設けることは難しいと考えてお

ります。

一方で、御提案のように、職員のスキルアップは必要不可欠だと考えており、奨励金制度の活用による資格取得を勧奨していくほか、職員のモチベーション向上のために、人事評価制度において適切な評価を継続してまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 1番 岩根議員の危機管理監の役割についてという御質問にお答えいたしたいと思います。

危機管理監の任務は、各種災害や生活上の安全に対する不安に対し、未然防止も含め、危機事態対応において、情報集約と総合調整により町長の臨機応変な指揮を容易にするとともに、関係機関との緊密な連携を進めることにより、町民の安全・安心に寄与するものです。

私の任務を遂行するため、まずは私自身が速やかに本町の現状、特性、問題点を具体的に把握してまいりたく、各区長、町内防災士、消防団、交通安全協会、街頭交通推進隊等、多くの方々のお話に耳を傾けさせていただいております。

それらを踏まえた上で、自らの防衛省自衛隊における中央から第一線における危機事態対応経験を本町の現状に即し反映してまいりたいと思っております。

幸いなことに、災害危機対応における総合調整や各機関との連携は、私がこれまで多くの機会に担ってきた分野でございます。部隊の指揮官や総合幕僚を務める中で、実災害や訓練におきましても、自治体や警察、消防、電力、ガス、水道等関係機関などとの総合調整を担当したほか、私自身が訓練企画を多数行ってもまいりました。

更には、約39年間、時には身の危険にさらされながらも、事に臨みては身の危険を顧みず、国民の負託に応えるという覚悟を持って、延べ数千名にのぼる部下、隊員などの先頭に立って勤務し、体と心の芯にまで深く刻まれた、我が身を捨てても使命を果たすという想い、あるいは能登半島沖地震、能登半島地震、ナホトカ号重油流出事案、雪害等々、ふるさとにおける災害を気にかけてつも、自らの任務のため対応することは叶わず、忸怩たる思いをし、「国防の務めに一区切りついたなら、ふるさとのために尽くすぞ」との想いを抱き続けてまいりました。その思いが今叶い、これからは町民の笑顔、安全・安心のために尽くしてまいりたいと思っております。

総合調整、これは兵法書である「孫子」の九地篇にある「常山蛇勢」という言葉の如く、各組織、各人の長所を相互に生かし、弱点を補い、総合的な力を発揮できる態勢作りに留意してまいりたいと思っております。

また、防災訓練については、シナリオ読み上げ方式の訓練やイベント展示型の訓練から、ブラインド方式の訓練や参加体験型の訓練、また町民による自助の向上を推進する訓練の実施等に数年を掛けて段階的かつ計画的に取り組んでまいります。

ところで、町単独の機能・能力では危機対応力に限りがあることから、それを補うため、関係自治体、関係防災機関等との連携も幅広く進め、本年5月上旬に実施した他自治体との共同訓練のような機会も含め、広範囲な地域、各機能からの本町の安全・安心に貢献しうる強靱なネットワークを構築してまいりたいと思っております。

次に、大規模災害等の指揮についての御質問でございましたが、指揮は町長が取り、これを補佐するのが私の役目でございます。

一方で、町災害対策本部設置に至らない状況における注意配備態勢や警戒配備態勢においては、私に対応いたしますが、これも町長の企図を確認しつつ、主要結節においては、指示により対応するという点では常に同様です。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） まず、藤井危機管理監におかれましては、陸上自衛隊の1等陸佐、非常に上位の階級であったとお聞きしております。長年にわたり災害や有事に対する専門家として、国防や国民のために尽力されてこられたものと思います。その経験を活かして、今後は町のために御尽力いただけるものと期待をしております。是非よろしく願いいたします。

次に、町職員の知識・技能の向上についてでございますけれども、資格手当の導入というのは一例として挙げさせていただきました。

高下元副町長は、現役の職員であれば非常に言いにくいことを言い残していかれましたので、是非、職員の資質向上のための施策というものを何かしら対応していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘いただきましたような取り組みですね。職員の自覚を促す、そして更なる資質の向上に努める。こういったことは非常に重要なことですので、制度的な良い方法について、しっかり考えていきたいと思っておりますし、御指摘のような御期待ですね、本当に重いものがございますので、しっかり受け止めて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 質問の機会をいただきましたので、3点行います。

まず、地域による部活動指導についてであります。

中学校の部活動をめぐり、顧問を務める教員の負担が深刻な課題になっていると伺っております。

少子化や学校の働き方改革が一層進む中、学校単位で活動し、教員が指導を担うことを前提とした部活動という生徒にスポーツ活動の機会を提供する仕組みは持続可能でないことを踏まえ、学校の運動部活動に代わり、地域において運動、スポーツ機会を将来にわたって確保、充実できるようにし、生徒にとって望ましいスポーツ環境と学校の働き方改革の実現を図られるべきです。

そこでお聞きいたします。

全国中学校の部活動をめぐり、顧問を務める教員の負担が深刻な課題となっておりますが、本町においては、生徒にとって望ましいスポーツ環境と学校の働き方改革をどのように今まで進めてこられたのでしょうか。宝達中学校における運動部活動状況及び顧問の役割や具体的負担などはどのようなのでしょうか。

スポーツ庁は、顧問の代わりに住民らが指導者となる地域移行を進め、指導者の人件費補助などを行っています。ただ、地域によっては、人材確保が難しい上、指導者の能力を保証する仕組みも求められております。

顧問を務める教員には僅かな手当しか付かないが、日本スポーツ協会の調査によると、1週間に10時間以上活動している運動部は5割を超え、顧問の3割は経験のない競技を担当し、指導力不足に悩んでいるそうでございます。

石川県では、スポーツ庁が示した「公立中学校の休日の部活について、令和5年度から

地域主体のスポーツ活動に段階的に移行していくことを基本とする」ことに向けて、実践研究を実施し、地域人材の確保や費用負担の在り方などの課題について検証していくこととしているそうです。本町を含む県内2市町が県の委託を受け、推進体制構築や関係者の理解促進に向けた取り組みを実施することとなっているようです。

そこでお聞きいたします。

本町は、県の委託を受けて休日の運動部活動の地域移行を進めるため、宝達中学校ソフトテニス部男子で県のモデル事業を行うこととなったが、地域人材活用の効果や課題を洗い出すために、今後の推進体制構築や関係者の理解促進に向けた取り組みなどをどのようにされていかれるのでしょうか。

他運動部活動の移行の計画はどのようでしょうか。

また、6月から募集されているスポーツ振興に特化した地域おこし協力隊員にはどのようなサポートをしていただけるのでしょうか。

将来においても、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基盤として、地域における運動部活動が持続可能なものとするためにも、運動部活動者と地域社会との関わりを持ってもらうための人材登録制度等あるのでしょうか。

今後、町は少子化が進展する中、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に全力で取り組んでいただけるよう要望いたします。

次に、全公用車を電動車についてであります。

全国で特殊車両やバスを除く公用車を電気自動車（EV）やハイブリッド車の電動車に切り替えております。50年までに二酸化炭素など温室ガスの排出を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現のためでございます。

そこでお聞きいたします。

現在、町が所有する車両は何台ありますか。車両の使用状況から台数の適正化を進めておられると思いますが、今年度末には何台になりますか。このうち電動車は何台でしょうか。

何年度までに電動車に順次更新されるのでしょうか。

また、充電設備は今後どのように整備されていかれるのでしょうか。

公用車電気自動車を電源として活用できる電力変換装置「ビークル・トゥー・ホーム」を避難所等に設置して、災害時にも継続して電力を供給できるようにできないでしょうか。

今後、町は公用車の電動化を図り、災害に強いまちづくりに繋げていただきたいと思います。

ます。

最後に、犬猫苦情の啓発等についてでございます。

いつまでたっても犬猫に関する苦情が耐えない。犬の散歩道に片付けられていないふんが多い。公園で犬にリードをせず散歩して、ふん尿をさせている飼い主がいる。放し飼いの猫が畑に入ってふん尿で作物ができない。空き家に住み着いた野良猫が庭に入ってくる。この他にも、一部の飼い主によるマナー違反等における苦情をよく聞きます。

動物は心に潤いを与えてくれる大切な家族の一員でございます。あなたの家族の一員が社会の一員として認めてもらえるよう、もう一度飼い主としての責任、正しい飼い方について考える必要があるのではないのでしょうか。

そこでお聞きいたします。

本町での飼い犬、飼い猫の飼育数はどれだけで、犬猫に関する苦情件数や内容はどのようなものなのでしょうか。

問題解決のため、関係機関や団体等とどのような連携を取られておられるのでしょうか。

石川県動物の愛護及び管理に関する条例が令和4年4月から施行されました。チラシ「飼い主さんの心得」を見ますと、最後まで大切に飼う。迷惑をかけない。犬は放し飼いにしない。有事に備える。飼い猫は家の中で飼う。増やし過ぎない。飼い主を明らかにするとの内容となっており、人と動物が共生することができる社会づくりに取り組む内容となっております。

そこでお聞きします。

石川県動物の愛護及び管理に関する条例が令和4年4月から施行された機会に、本町においても、犬猫の飼い主にルールやマナーを呼びかける看板やチラシを苦情のある場所や地域に設置、配布すればどうでしょうか。

また、先月、コスモアイル羽咋において、動物愛護パネル展が開かれましたが、本町でも開催できないのでしょうか。

子ども連れの母親が犬の散歩中の排泄を見て迷惑顔をしている姿を見かけることがありますが、自然なことで、我慢すべきものと思っておりましたが、そうではありません。散歩の目的は排泄ではなく、ふん尿を持ち帰って処理するのはもちろん、散歩中に排泄させないよう飼い主に意識を変えてもらうことが大事であります。

猫もトイレのために家の外に出す飼い主も多いように思います。犬猫も自宅で排泄する習慣作りは、災害時にも役立つと思います。

そこでお聞きします。

犬の散歩は排泄目的ではなく、猫も排泄のために家の外に出してはいけません。犬猫も自宅で排泄させる習慣作りを飼い主に呼び掛けるべきでございます。災害時にも役立つと思われる。本町はこの習慣作りの呼びかけ等の啓発をしていただけないでしょうか。

また、野良猫の姿を見かけますので、保護に加えて、被害に悩む人の相談に応じたりして、町全体で地域猫を見守る活動を進めていけばどうでしょうか。

更に、6月から動物愛護法の改正により、ペットの犬猫の情報を登録して体に埋め込むマイクロチップが業者に義務付けられ、一般の飼い主にも努力義務が課されましたが、その制度のPRにも力を入れていただけないでしょうか。

本町が町民の動物愛護精神の高揚を図るとともに、動物により人の生命などに対する侵害、生活環境の支障を防止し、人と動物の共生社会の実現に寄与することができるよう、後押ししていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

公用車及び充電設備の整備方針について、現時点で電気自動車を導入する具体的な計画はありませんが、令和元年度から12年度までを計画期間とする「第3次宝達志水町地球温暖化対策実行計画」において、「公用車更新の際はハイブリッドカー等の環境負荷が少ない低燃費車の導入を図る」こととしております。

また、国が掲げる「2050年カーボンニュートラルの実現」の達成にも向けて、電気自動車導入や避難施設へのビークル・トゥー・ホーム設備の設置等について、具体的な計画策定を検討してまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 3番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

国では、持続可能な部活動と教師の負担軽減を両立させるため、令和7年度末を目標に、まずは休日の運動部活動を段階的に地域移行していく方針を示しているところです。

現在、宝達中学校では、男女合わせて14の運動部を設置しており、生徒の多様なニーズ

に応じた活動を行うことができる環境となっています。

また、学校の働き方改革の一環としては、部活動指導員などの外部指導者の活用や休養日の基準設定として平日に1日、休日に1日、週当たり2日以上 of 休養日を設け、教員の負担軽減を進めてきたことにより、現在は教員の時間外勤務は減少傾向にあります。

次に、部活動の顧問の役割についてですが、部活動の顧問の役割については、技術的指導を始め、生徒同士の好ましい人間関係の構築を図るコーディネーターとしての役割を果たしています。

また、負担軽減については、1つの部活動に複数の顧問を配置することが望ましいところですが、多くの部活動では1人の顧問で担当しており、教職員の負担となっているのが現状です。

部活動の地域移行への受け皿については、総合型スポーツクラブが想定されるところであり、本町では、モデル事業として特定非営利活動法人宝達スポーツ文化コミッションに關係事業を一部委託することとしております。

そこで、休日の部活動に地域の人材を活用し、関係者、生徒、保護者に対してアンケート調査を行いながら、課題の洗い出しを行い、地域移行へ向けた推進計画策定などの取り組みを進めていくこととしております。

部活動は、生徒にとって教育的意義の大きい活動である一方で、教員の献身的な勤務により支えられており、今後は地域の人材の協力なくして継続は難しいと認識しております。

このため、今議会で予算措置をお願いしております地域おこし協力隊を任用し、1年目では生徒、保護者等へのアンケートなどによるニーズの把握、スポーツ団体や学校などとの連携に向けた検討、指導者への支援、2年目では人材の募集、人材バンクの設置、資格取得支援、指導者確保のための企業や大学との連携を、3年目では休日の部活動をNPO法人宝達スポーツ文化コミッションへ移行するなどを主な行事と考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 財政課長 金田成人君。

〔財政課長 金田成人君 登壇〕

○財政課長（金田成人君） 3番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

町が所有する車両の台数、今年度末の台数と電気自動車への更新予定についてですが、消防車、除雪作業車、バス等の特殊車両を含め、所有する台数は68台であり、このうち電気自動車に更新可能な乗用車は23台であります。

車両の更新時には、必要性を再度精査し更新を決定しているほか、自家用車の公務使用も認めることなどにより、公用車の台数の適正化を図っております。

なお、今年度末の台数も68台を見込んでおりますが、電気自動車への更新予定はございません。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 3番 松浦議員の犬猫苦情の啓発等に関する御質問にお答えさせていただきます。

本町では、飼い犬として登録されている頭数は、令和4年5月末現在、537頭となっております。犬については狂犬病予防法に基づき登録の申請が義務づけられておりますが、猫については規定がないため、飼い猫の飼育数は把握しておりません。

過去5年の統計では、犬に関する苦情は1件で、内容は近所の飼い犬の飼育状況に関するもの、猫に関する苦情は6件で、飼い主のマナーや野良猫に関するものでございます。

特に、猫に関する苦情への対応として、町ではこれまで能登中部保健福祉センターと連携し、排泄に関する内容を含めた適切な飼い方を記載したリーフレットを配布するなど、啓発や指導を行っております。

また、本年4月からの「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」の施行に合わせ、町広報本年3月号においても周知を図っておりますが、今後はリーフレットの回覧等も行い、飼い主にルールやマナーの遵守のため、更に積極的な周知を行ってまいりたいと思います。

次に、野良猫への対応については、相談窓口である能登中部保健センターや動物愛護団体とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、動物愛護パネル展の開催については、主催者の動物愛護団体とも開催に向けた協議をまさに進めておりまして、人と動物のよりよい関係づくりを目指していきたいと考えております。

次に、本年6月から義務化された購入した犬や猫のマイクロチップ情報の登録については、町広報本年5月号で町民に周知を図っており、今後も適時適切な周知に努めてまいります。

なお、町防災訓練において、災害時にも役立つペットの対応要領、これについて展示説明する方向で石川県健康福祉部や県獣医師会とも現在まさしく協議を進めておる最中でご

ざいます。

以上です。

○議長（金田之治君） 3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） ちょっと、1点忘れていたのですが、高松の里山のところにあるドッグランがあるのですが、本町においてもドッグランのそういう場所をちょっと設置していただけないかなと、どうでしょうか。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えをいたします。

ドッグランの設置についての御提案ですけれども、そういった御要望が多くあれば、そういったことも検討していきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 私は、宝達志水町の防災について、また原油高騰・物価高騰への対応についての2点について質問させていただきます。

1959年に伊勢湾台風が日本全土を覆い、大変な被害が出ました。それを受けて、1961年に国が国民の生命、身体、財産を災害から保護するという事で、災害対策法が決められました。そのときは公助ということから行われましたが、現在は全てが公ができないということで、共助から自助へと移りつつあります。

そこで、私も防災士としていろいろな会議に出させていただいている中で、必要であると思うことについて質問をさせていただきます。

まず最初に、防災士の育成について。

町は、防災士の育成をしていますが、現在の人数と目標数を教えていただきたい。

また、資格取得後のスキルアップのための研修が必要と考えますが、どのような取り組みをしておられますか。

次に、町には自主防災組織はどれだけありますか。また、全部をしたいという目標もあると思いますが、その目標はいかがでしょうか。

次に、住民が少ない集落等では組織を作ることが難しく、防災活動も進めにくいことが

懸念されています。こうした状況で、小規模の集落をカバーし、広域的な防災組織について検討はどのようにされておられるでしょうか。

次に、防災士や組織の育成と共に、町と連携した防災活動を推進することが重要と考えますが、今後の取組みについてお知らせください。

最後に、災害の情報手段として、安心ほっとメールやLINEが導入されているが、LINEが十分に活用されていないと思います。

こういうサービスを作って終わりではなく、町民が情報を適時適切に取得できることを念頭に、積極的かつ効果的な活用と登録者数を増やす努力が必要と考えますが、迅速かつ強力な取組みを望みますが、どのようにされておりますか。

また、安心ほっとメールやLINEを使うことができない方々への案内についても、どのようにお考えでしょうか。

最近、国ではJアラートという訓練を何度かしておりますが、多くの町民の方でJアラートって何という、そういう質問を受ける。何かやっているわというだけで、一体何なんだろうという状況があります。

それは、現在、北朝鮮がミサイルの発射などで大変大きな状況になっておりますけれども、Jアラートが鳴っても、どういう意味か分からないのでは意味がありませんので、それが分かりやすく説明されることを望むと思いますので、御説明をお願いいたします。

次に、原油価格・物価高騰への対応について質問させていただきます。

物価高騰の生活・事業に及ぼす影響を緩和するため、地方創生臨時交付金が交付されますが、町ではどのような取組みに重点的に活用するのかお知らせください。

次に、物価高騰による給食経費への影響について、どのように対応している自治体がありますが、本町はどのようなことをお考えでしょうか、お知らせください。

以上、質問2点を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてですが、国はコロナ禍における原油価格及び物価高騰対応分として、この交付金に新たに1兆円の予算措置を行いました。これは、地方公共団体が原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じきめ細やかに実施できるよう、交

付金を拡充したものであります。

本町でも、影響の状況把握に努めつつ、生活に困窮する方への支援や子育て世帯の支援のほか、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等への支援を行ってまいります。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

物価高騰の折、本町の給食におきましては、栄養教諭が各食品群の価格調査を行い、その動向を把握し、極力多様な食品を適切に組み合わせ、献立の工夫によって質が低下することのないよう委託業者に献立を指示し、安全・安心な給食を提供しているところです。

今のところ、委託料の範囲内で質・量共に良好な給食が提供されていると考えており、交付金による対応は予定しておりませんが、今後もこれを継続するために、物価動向等に応じて、必要な際には適切な措置を実施してまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 4番 林議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災士の育成についてですが、本年4月1日現在、町内には140人の防災士がいらっしゃいます。

目標人数ですが、県の計画を基に令和6年度までに一集落3人相当とし、全体で156人程度としております。

また、防災士の資質の向上を図るため、資格取得後の年数に応じて県主催の防災士スキルアップ研修を受講していただくことにしております。

更に、町でも令和元年5月から町内の防災士を会員とした連絡協議会を組織し、防災に関する知識や技能を深めることを目的に研修会を実施しております。

次に、自主防災組織についてですが、4月1日現在、町内で21組織を認定しております。

目標数としては、町内全ての集落をカバーする組織率100%です。これは小規模集落の合同組織も含めます。

次に、自主防災組織の認定にあたっては、集落の規模や地形等に応じ、複数の集落が合

同で組織することができることとしており、組織が難しい小規模な組織において、その実情を把握し、集落住民の御意見も伺いながら、望ましい組織の在り方について検討してまいります。

ところで、町では地域防災力の強化を図るため、今後も県と連携し、自主防災組織の組織化及び自主防災組織活動の活性化の要となる防災士の育成を進めてまいりたいと考えております。

また、集落等による自主防災組織の組織化の促進及びその育成を図り、防災資機材の整備や防災訓練の経費に対する助成を継続していきたいと考えております。

更に、防災士連絡協議会や自主防災組織及び集落等と相互に協力して、防災に関する研修会や防災訓練等を実施し、町民の防災意識を高めていきたいと考えております。

次に、LINEの活用については、安心ほっとメールと同様に、企画情報課をはじめ関係課と連携し、あらゆる機会を通じて受信登録者を増やす取組みを進めるとともに、町民の安全・安心に寄与することを目的に、防災情報や防犯情報など適時適切な情報配信に努めていきたいと考えております。

安心ほっとメールやLINEを使うことができない高齢者などへの対応として、近隣住民や集落内での共助の声かけをより一層確実なものとしていただけるようお願いしてまいります。

また、配信する情報について、特に高齢者に対しては、より分かりやすい表現で伝えるよう工夫したいと考えております。

なお、Jアラートとは、全国瞬時警報システムをいい、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信する緊急速報メールや防災行政無線等により国から町民まで瞬時に伝達するシステム、すなわち「緊急時に即座に警報を鳴らすシステム」のことです。

これらも含めた用語の意味するところや対応用語について、町民の皆様に御理解いただけるよう、今後も様々な機会を活用し、努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 私から、里山里海を生かす取組について町長にお尋ねをいたします。

本町の自慢は、先に策定いたしました第2次町総合計画策定時の町民アンケート結果では、海、山、川をはじめとした豊かな自然環境を大きく評価しています。資源の保護と活用を通して、更に町の魅力アップに繋げていくことが大切と考えております。

そこで、2点について御質問させていただきます。

6月に入りましてから、蛍の飛び交う時期を迎えました。以前は蛍狩りをして、ポケットに入れて遊んだことも記憶にあります。近年、生息数が減少し、たまに飛び交うのを見る程度になっています。このようなことから、里山に蛍が飛び交う蛍の里づくりに取り組んではいかがでしょうか。御提案したいと思っております。

県内では、蛍の里育成事業や蛍の保護活動など様々な取り組みがなされ、生息地が増え、蛍観賞やこれらを観光資源として活用している地域もございます。

本町の隣、羽咋市の邑知川では、見事な蛍の群舞が見られ、地元民をはじめ、多くの人々が蛍観賞に訪れており、幻想的な光景に感動したと聞いております。

本町といたしましても、豊かな自然環境を活かし、蛍観賞ができる環境を取り戻し、環境保全に努めなければならないのではないのでしょうか。

この活動の実施にあたっては、地域住民と子供たちを巻き込んだ仕組みをつくり、取り組むことが大切と考えております。

活動を通して、子供たちの学びのきっかけづくりや世代間交流など、ひいては郷土愛の醸成にも繋がるものと考えておりますが、いかがでございましょうか。

自然環境を守るこの取り組みが、能登でのトキ放鳥に機運が高まる中、放鳥への環境整備と地域住民の意識の高揚に繋がっていければよいと考えますが、いかがでしょうか。

併せて、トキ放鳥に向けた町のスケジュールをお聞かせいただきたいと存じます。

2点目は、本町では、企業の社会貢献活動の1つである「企業の森づくり活動」について要領が定められております。内容は「森林が果たしている町土の保全、水源の涵養及び自然環境の保全」などとなっております。

これは、企業が自主的に行う活動ではありますが、企業による社会貢献活動に今、注目が集まっております。町内外の企業からの照会や町執行部の企業訪問等で話題になったことはございませんか。あれば教えていただきたいと存じます。

今後とも、豊かな自然環境を活かすPRを展開していかなければならないのではないかと考えております。町のお考えをお聞きいたします。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 7番 柴田議員の御質問にお答えします。

蛍の里づくりと観光資源としての活用については、環境保護と地域の魅力向上のために有意義であり、子供たちの学びや世代間交流、郷土愛の醸成にも繋がることと考えます。

環境保護に関して、町では化学肥料や農薬を減らした栽培を行う団体への支援等を行っておりますが、蛍の増加のためには、生息地となる穏やかな清流の土護岸の保全や、餌となるカワニナや産卵に適したミズゴケ等の水際植物の自生が重要で、そうした環境づくりも必要になっています。

同じく質問いただいたトキの受入れについても、採餌や生息のために本町のような豊かな自然環境や生物多様性が求められており、その延長として、蛍の生息環境づくりにも望ましいことと考えております。

また、環境づくりと共に、地域住民等と連携した取組みについては、他地域の優れた事例を参考にしたいと考えております。

次に、トキ放鳥に向けた町のスケジュールですが、提案理由で御説明した通り、5月6日に県と能登地域の関係機関が連携して推進協議会を立ち上げ、同16日には放鳥候補地として国に応募いたしました。

県によると、8月にも国が放鳥候補地を決定する可能性があるとのことから、それまでに推進協議会の事業として、佐渡の農業関係者等を招いたシンポジウムの開催、また県内農業関係者等による佐渡等への視察が計画されております。

町としても、先程申し上げたような環境保全等の取組みを町民や関係者と協調して進めてまいります。

また、特徴ある美しい自然や人々が住む地域、農産物等を含めた総合的な地域の魅力を活かすためのPRについても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業の社会貢献活動についてですが、過去に自然環境保護の一環として、企業が地域住民と連携した蛍の里づくり事業が行われていましたが、諸事情により中止となっております。

また、町と企業等との間でこうした活動に関する話題は現在、出ておりません。

以上です。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 具体的な話はあまり出ませんでしたけれども、この地は世界農業遺産の認定も受けておりますので、今回は虫だけに絞って質問をいたしました。生物多様性の視点からも、様々な生き物と触れ合う空間づくりに取り組むことが魅力アップに繋がっていくのではないかと考えております。

それから、トキの放鳥につきましては、一番大事なことは餌をどうするかなんですね。羽咋市の村本さんも言っています。餌のないところには来ないんだと。農業関係者にどれだけ農薬を使うな、あれ使うなと言ったって、餌がなければどうにもならない。それをどうして町として取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思っております。

農業者に任せたらそれでいいわ、そういうことにはならないんです。そこをやはり町として今後放鳥に向けて具体的にどう取り組んでいくのか、そういうことをしっかりと考えた中で取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 柴田議員の御質問にお答えをいたします。

トキの餌ですね。これが非常に重要であるということは当然のことです。そういったものが豊富にあるような環境づくりですね、しっかりとやっていかなければいけない。具体的な取組みを進めていくようにとの御指摘でございました。

餌もそうですし、住みかとなるような場所ですね、こういったものが不十分でないか、今のところは農業者の方に対するお願い、これが中心とはなっておりますけれども、この御質問でもいただきました通りに、多くの住民の方の御理解を得て進めていかなければいけないことや、そのように承知しておるところでございますので、今後、どのような環境が必要であるのか、具体的なものをしっかりと、この地域において必要なものを検討した上で、またその取組についても連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（金田之治君） 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 先程、再質問で申し上げなかったんですが、私の質問の中に、い

わゆる蛍の取組みの中で、仕組みが必要だというお話しをさせていただきました。

この仕組みというものについては、どのような仕組みがあるのか、お答えがなかったように思うんですが、仕組みを是非教えていただきたいと存じます。

参考事例にいろいろなものを見て、それからやりますと言ってますけれども、そうではなくて、どういう仕組みを考えたらどうなっていくかというようなことを是非教えていただきたいと思います。

これは誰かな。教育長になりますかね。公民館活動ではないかな。私とすれば生涯学習の部分からの取組みになるのではないかなというふうに考えております。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 7番 柴田議員さんの御質問にお答えいたします。

この多様な生物等の交流ということにつきまして、以前、こんな例がございます。所司原において、所司原のキャンプ場において、子供たちがその地域の方々と川に住む生物の多様性を勉強する会がございました。それは、所司原の地区の方と学校とが連携をして、そして実現したものです。

今、柴田議員さんのどういった組織がという時には、学校とそして地域の方としっかり話し合いを持って、どういう活動ができるかということを検討する会が必要かと思えます。そういった組織の構築ができれば、教育活動にも活かせると考えているところです。

以上です。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 教育長、今のお話を聞いていましたら、それは地域と子供らの話だと。町はその後だというような感じなのかな。それでよろしいんですか。

私はそうではなくて、町も同時に町も入ってどうしていくかということをやっていないと、地域に任せられても、その地域もそれだけでは、地域だけではなかなかできない。

今ほど、所司原の案件を出されましたけれども、他にも企業が蛍の里ということで指定した区域もございました。やはり、そういうふうなこともございますし、子供らに学びと言ったのはどういうことかといえば、蛍1匹にカワニナは大体、蛍が1匹だけで100個要るんです。カワニナが100個いないと1匹の蛍がつかれない。それが、100匹舞うとすれば、100倍のカワニナを育てないといけない。カワニナはただできるものではなくて、カワニ

ナは川の藻だとか、あるいは水だとか、そういうものが必要になってくる。そうすれば、やはり子供らにそういうものにどう子供らに関わらせて増やしていくか、そういうことも必要になってくるのではないかと、そういうふうに思っています。是非、前向きに御検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 7番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

先程、所司原と学校関係、教育委員会というお話をさせていただきましたけれども、当時は当然生涯学習課もスタッフとして入って、3者でそういう事業をしようじゃないかというお話しになったことを覚えております。

これにつきましても、県もサポートしていただきまして、今現在、所司原のところパネルもあるかと思えますけれども、教育委員会、生涯学習課と学校教育課、そして地域とが一体となっていきたいと思いますという話で進められたとっております。

先程の地域に任せるという話ではなくて、教育委員会もしっかり関わっていることだと承知しております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町支部を代表して、以下3点について質問いたします。

最初の質問は、豪雨災害への備えを町全体でどうするかという問題であります。

私は数年前から梅雨・台風シーズンを迎えるたびに疑問に思うことがあります。それは、豪雨による災害の激甚化とその発生頻度の高さを分析した気象庁などの国の機関が避難を回避するための提起を全国的に行っているはずなのに、その提起が宝達志水町など地方自治体に来る頃には曖昧なものになっているところが多くあるように感じるのです。これは、町民の命にとって非常に危険なことだと考えています。

近年の豪雨発生のメカニズムは、平均気温の上昇を土台にして、停滞した梅雨前線や秋雨前線などの下で線状降水帯、次々と発生する発達した雨雲が列をなした組織化した積乱雲群によって、数時間によってほぼ同じ場所を通過または停滞することによって作り出される

線状に伸びる長さ50キロから30キロメートル、幅で言いますと20キロから50キロメートルの強い降水を伴う雨域が形成されることによって発生するものであります。

2019年10月、大雨が引き起こした長野県千曲川の堤防決壊などによる大災害は、8,000世帯を超える住宅被害だけでなく、死者や負傷者も出しました。その被災地である長野市の長沼地区に私は2日間ボランティアとして入りました。行ったのはリンゴの木の周りの泥土の除去、住宅地に入り込んだ泥土の除去作業であります。これは、2019年の12月議会での私の一般質問時に紹介しています。

そして、その時に、決壊した堤防がすぐ近くにあり、高さ数メートル規模の洪水があった高齢者世帯も多くある地域であるのに、犠牲者をゼロにはできなかったものの、何とか命を守り切った方々が、異常気象による千曲川の氾濫やその対策を長野市の防災課の職員と町内会の寄り合いなどでずっと話し合ってきた。そして、その中で、被害対策として、迅速に避難するための高い頑丈な避難所を造ることを町内会も決めて、市役所との懇談会の中で要望し、建設の運びとなった。それが、今回の堤防決壊による大洪水に大いに役に立ったという話をこの議場でも紹介しました。その時、長沼地域からの教訓を宝達志水町にも活かそうと提起しました。

その後、昨年、2021年10月7日には、NHKで「台風から命を守る方法とは 千曲川決壊の教訓」という番組が放映されるに至ります。

具体的な町の災害対策や避難の実践が大幅に今、進んだとは言えない状況にあると私は考えています。この問題をけしからんと終わらせるのではなく、そもそもに戻り、豪雨災害への供えの重要性をこの一般質問で明らかにしていきたいと考えています。

それでは、まず激甚化する豪雨災害の特徴をどうつかむかという質問を行います。

提示すべき幾つかの資料がありましたが、環境安全課長には気象庁が発表している2つの資料を事前に提出しています。1つは、日本の年平均気温偏差、今一つは、1年間降水量50ミリメートル以上の平均年間発生回数であります。それに加え、1つの新聞記事を基に質問いたします。

この気象庁が発表している資料から読み取れるのは、日本の平均気温が様々な変動を繰り返しながら上昇し、特に1990年代以降、高温になる年が頻出していることが示されると読み取れますが、いかがでしょうか。

また、気温の上昇とともに、短時間に記録的な雨が降る集中豪雨が増加しています。別の資料の1時間当たりの降水量50ミリメートル以上を見ますと、2011年から2020年の10年

間の平均年間発生回数は、それ以前の10年間の発生回数の約1.5倍になっているが、いかがでしょうか。

また、昨年8月16日付の日経新聞の夕刊には、大雨特別警報級という5段階警報レベルで最も上のレベル5の豪雨の発生回数が、2000年代に入ってから最初の9年とその後の9年とでは、発生回数が8倍になっていると掲載していましたが、いかがでしょうか。

次に、先程紹介しました昨年10月7日に放映されたNHK番組でも紹介されていましたが、深刻化する豪雨に対する現状のリスクをどう把握するか、そして避難のための情報の伝達をどう準備するかについてお聞きいたします。現状と展望をお答えいただければいいと考えています。

長野県の豪雨災害の約1年前の7月、200名を超える死者を出すという西日本豪雨災害が発生しました。8月の新聞各紙は、洪水リスクが住民に十分伝わっていなかったことが被害の重大な教訓としています。長野県はこの教訓を生かして、防災のための行政と町内会との、また様々な防災組織との懇談会が起きたと考えています。いかがでしょうか。

また、同じ西日本豪雨で、水死者が相次いだ岡山県倉敷市真備町では、当時ハザードマップは公表されていたけれども、多くの住民にとっては寝耳に水の浸水で、被害想定が住民に徹底されていたとは言い難く、潜在的な危険を認識できないまま被害に遭った上に、行政が発令する避難勧告や避難指示のタイミングも遅れたとの指摘が相次ぎました。

宝達志水町でも、地域の洪水の災害リスクが住民の方々に伝わっていないし、そう考えますし、これを改善する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、今、何が求められるかについて認識を伺います。

洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップが全世帯に届けられるだけでなく、これを活用した地図の上での話し合いによる訓練、現場ウォッチングの実施など、住民が主体的に災害の危険を予想・認知し、安全確保行動が取れるよう、消防団や自主防災組織なども協働の個別の訓練を住民主体でできるような行政からの援助計画、必要だと思いますが、つくるおつもりはありますか。そして、いつできるのでしょうか。

また、各県の過去の豪雨災害を教訓にした取組みを進めてきた長野県長沼地域でさえ、要援護者の安否確認を1人だけできないままにした結果、その方の命を失うという残念な事態が生じています。

あらかじめ要援護者の安否確認や避難支援の仕組みと態勢を整え、災害警報情報を知る消防団との日常の連携づくりを行政が音頭を取ることが求められています。いかがでしょ

うか。

また、被災した場合の避難所の運営の訓練も必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、大雨の中での避難訓練や避難指示、避難誘導情報が住民個々が少なくとも世帯ごとに受け取ることができるには、今の態勢でいいとお考えか。改善計画をお持ちなら、教えてください。

次に、災害からの避難で、何が求められているかについてお聞きを、何が必要か、何を求められるかについてお渡ししてあります。内閣府が出しています2つの資料に基づいてお聞きします。

最初は、災害が起きる可能性が迫ったときの避難誘導についてであります。

内閣府の避難情報ガイドラインでは、市町村はこのガイドラインを目安に対応するよう求めています。そこには宝達志水町がこれまで十分にやってきていないことも対応するよう書かれているように考えます。例えば、被災状況に即して、各区、そしてその区の班ごとの避難を円滑に推進し、避難状況や住民の情報をリアルタイムで把握・共有する実効ある体制づくりがガイドラインの中に入っています。この計画作成はどうでしょうか。

また、資料の避難情報のポイントをチラシにまとめ、積極的活用を呼び掛けています。ご存じでしょうか。

また、宝達志水町でも地域の実情を踏まえ、作成するように言っています。いかがでしょうか。

豪雨災害問題の最後の質問になりますが、昨年7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区の逢初川で発生した大規模土石流は、国や自治体の盛土規制のずさんさを浮き彫りにしました。それが、現在行われている国会の衆議院本会議で盛土規制法が成立し、今夏、施行が予定されています。

熱海土石流の当事者の静岡県は新条例を制定し、より厳しい盛土規制をする条例を制定いたしました。

宝達山に降った雨が、多くの我が町の2級河川を経て日本海に流れ込んでいる我が町で、河川区域近辺に住んでいる多くの町民の安全と命を守るために、より厳しい盛土の規制が求められていると考えていますが、いかがでしょうか。

今、豪雨災害に対する備えは、町民の安全と命を守るという町長の本気度が試される喫緊の問題であります。豪雨災害で1人の町民の命も亡くさないという施策や計画、実践が求められていると考えますが、町長、いかがでしょうか。

次の質問は、新型コロナウイルス感染症の後遺症への認識と対策についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症は、今では誰もがかかる可能性がある病気ですが、感染した時の症状は人によって様々です。同様に、感染時の症状の有無に関わらず、感染から回復した後も後遺症として様々な症状が見られます。これを長く新型コロナウイルスに感染しているという意味で、ロングコビットと言うそうであります。

後遺症の発症はどの年代でも認められています。10歳以下の子供たちにもあることが明らかになっています。後遺症のメカニズムはいまだ明確になっていません。その治療には、感染から1年経過後も、感染力はないけれども、感染時の症状が続くという事例が多々紹介されています。そして、感染症の治療へのアプローチが多くの医療、医学の専門家によって行われ、今、知見がまとめられ、診療の手引として発表されています。

新型コロナウイルスの後遺症について言うパンフレットを発行している自治体も現れてきました。これに、この後遺症にどう対応していくのかが重要だと考えます。なぜなら、実際に後遺症が現れた患者さんにとっては、日常生活や仕事、学業などに支障が出てくることがあるからであります。

専門家はこのような症状は3か月程で3分の2は回復するけれども、持続、悪化することもあると言います。しかし、医療者側は診療とケアの手順が標準化されていないために、気のせいだと言って患者に伝えたり、自分のところでは診られないと診療を拒んでしまう。あるいは、患者自身が医療機関を求めて転々とするということが生じてしまい、その結果、さらに悪い方向に進んでしまうことが心配されます。

こういった中で、町行政が果たす役割についてお聞きします。

まず、新型コロナウイルス後遺症という存在について、担当者、どう認識されているのかお聞きします。

そして、国内の自治体で後遺症についてのパンフレットを発行し、相談窓口の紹介などを行っています。また、自治体によっては、各家庭に配付しているところもあります。宝達志水町ではどうなっているのでしょうか。

次に、後遺症だと医者で診断されたときの公費助成があるのかどうかお聞きします。

次に、昨年9月のNHKの「あさイチ」という朝、早朝の番組で、「新型コロナ後遺症」というタイトルで岡山大学病院がコロナ後遺症をケアしていると紹介されていました。

宝達志水町民はコロナ後遺症の治療にはどこに受診すればいいのか周知徹底を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、10歳未満の幼い子供たちにもコロナ感染後には後遺症が一定の割合で待ち受けています。それは、学習効果にも子供の将来にも大きな影響を及ぼす可能性のある症状であります。

コロナ後遺症にかからないためには、コロナに感染しないことが一番です。かからないためには、無症状の感染者を一刻も早く発見し、保護することです。そのために宝達志水町病院が購入したPCR測定器をフル稼働することが求められています。そこに予算付けすることも求められています。そのための国からのコロナ交付金、臨時調整交付金を利用する考え、町長、おありになるのかどうかお聞きします。

この問題の最後に、コロナ禍で物価高騰に直面する学校給食についてお聞きします。

実は、給食業者の方々などから、献立に食材の高騰で工夫はしているけれども、果物が入れにくくなったなどの声が聞かれます。父母からは安価な食材となって、安全面が心配だとの声も寄せられています。

この声に応じて、国会の参議院総務委員会で日本共産党の伊藤 岳議員が、自治体が給食費を時限的に引き下げたり、無償にするなどの取組みに活用できるかという質疑を行っています。

それに対して、内閣府の黒田昌義地方創生推進室次長が活用できると答弁しています。仕入れ価格や燃油の高騰で収益が減少した事業者への支援などにも、黒田次長は自治体の判断できると答弁しています。

そして、町行政の施策だけでなく、町内にある様々な福祉施設や法人も、自治体の判断で燃油の高騰で収益が減少している状況があれば、地方創生交付金、いわゆるコロナ交付金が利用できるという判断を下しました。

教育長にお聞きしますが、学校給食のための給食資材の仕入れや燃油の高騰で収益が減少した事業者への支援にコロナ交付金利用したいと考えていませんか。

次の質問は、私の元に複数の町民の方々から寄せていただいた町発注の公共事業の完成工期についてお聞きいたします。

最初は、公共事業の契約内容の1つである完成工期を守るというのは当然ですが、これを守らない事態が生じるということは、契約の約款上、どんな問題として町は扱うのか。また、過去に完成工期が守られなかった場合の処分、お聞きします。

完成工期が契約日に契約した公共工事が終わるかどうか曖昧な進捗状況のとき、当然行政の側でその問題で会議を開催し、請負業者に指導を行うと思いますが、その場合の会

議のメンバーはどのような構成になっているのか。令和3年度の町発注の工事では、どの工事が会議の議題となったのかお聞きします。

実は、私のところにも町民から、工事お知らせの看板の完成工期の部分を何かを貼り付けて隠すようにしてある。実際に工事が終わっていない。写真もあるなどの声が届けられています。

私は残念ですが写真撮影まではしていません。お知らせに基づいて確認したところでは、5件の公共工事、事業で完成工期が守られていないのではないかと見られました。いずれも同じ業者です。地域整備課にはそのようなリークありませんでしたか。

恐らく担当課は、私の認識と違い、ぎりぎり完成工期に間に合ったという答弁をされるのではないかと考えていると思いますが、私は3月いっばいで農水省に戻られた高下元副町長の答弁をこのとき思い出しました。高下元副町長は確かにこの業者への公共事業発注が多過ぎる旨の答弁をされていました。町長はどうお考えですか。

この問題の最後に、令和3年度の町道常田上田線歩道整備工事の工期が守られていなかったのではないかとという町民からの訴えを紹介し、質問いたします。

町の書類上は調べましたら工期内で工事が完成したとありますが、この方が写真を撮り、終わっていなかったと主張する前述した工事の延長工事に同じ業者が入札に入っているのは納得できないと、この方が新聞を見て電話をかけてきていただきました。町長はこの声はどう答えられえるのかお聞きし、質問を終わります。

以上。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

まず、豪雨災害の対応についてですが、倉敷市真備町での災害において、被害想定住民に対する周知徹底が不十分であった可能性があるとの分析があります。

倉敷市が災害2年前の平成28年に作成した「洪水・土砂災害ハザードマップ」では、想定浸水区域は実際の災害範囲をほぼ同じでした。しかし、平成30年12月の中央防災会議防災対策実行会議のワーキンググループの報告書では、ハザードマップ等による土地のリスク情報の意味や重要性が十分には理解されず、避難行動を取らない住民が多く存在したとの課題を指摘しております。

また、避難勧告は事前に取り決めてあった避難判断水位において発令されました。これ

については、発令が夜10時であったために、避難することが却って危険に繋がる可能性があることから、多くの方が避難を躊躇したこと、そして河川の水位が急激に上昇し、避難指示発令の数分後には堤防が決壊したという事実から、更に早期の避難情報の発令が必要だったとの指摘もあります。

ところで、本町では、昨年3月に地域の災害リスクを示した「わが家の防災マップ」を全世帯に配布しておりますが、今後、あらゆる機会、手段を通じて、このマップの町民への徹底を図るとともに、町としても迅速な情報の集約、整理により、状況に即した判断を適時適切に行い、避難指示を機敏に発令していけるように努めてまいります。

次に、個人、世帯ごとに避難情報が受け取れる状況づくりについてですが、現時点では、防災行政無線、ホームページ、ケーブルテレビ、安心ほっとメール、LINE、ヤフー防災アプリ、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオによる情報発信を行っており、今後これらを有効活用し、情報発信を行う考えです。

次に、豪雨災害に対する計画の策定についてですが、町民や防災組織、関係機関とも連携し、昨今の激甚化する豪雨災害による被害等の状況シミュレーションや実践的な訓練、各種計画や避難情報の判断、伝達マニュアルなどの適切な見直しを継続的に行い、災害対応力の強化に努めてまいります。

次に、新型コロナの後遺症につきましては、倦怠感、味覚障害など様々な症状が報告されております。

後遺症の原因や防止方法、治療方法については未だ不明確ですが、ワクチン接種が後遺症のリスクを低下させるとされており、感染や重症化予防と共に、後遺症から身を守るためにも、ワクチン接種が重要であると考えております。

次に、PCR検査について、現時点で町独自に行う考えはありません。

次に、町発注公共事業の工期遅れやこれを招いたとされる業者に一般競争入札の参加資格があることに対する指摘に関してですが、参加資格は入札・契約手続委員会で選考、決定しており、委員会において適切に判断されたものと認識しております。

今回、疑念を抱かれるような事態があったとの御指摘については、今後、決してそのようなことがないように、法令、約款等に則り事務を行うと共に、請負業者には規範意識を強く認識するよう厳正に指導してまいります。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

給食に関する事業者支援の御質問については、林議員にお答えしたとおりですので、御了承ください。

また、地方創生交付金を活用できるか否かについては、活用できると考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 11番 小島議員の御質問にお答えいたします。

激甚化する豪雨災害の特徴についての御質問ですが、近年の気温上昇、特に高温になる年が頻出していることや、集中豪雨発生日数、中でも大雨特別警報級の大雨の激増については、西日本豪雨含め私自身も対応する中におきまして、御指摘の内容を認識させていただいております。

また、平成30年7月の西日本豪雨に関して、住民に浸水リスクが十分に伝わっていなかったことについては、御指摘の通りと認識をしております。

次に、町としての住民主体の訓練のサポート計画についてですが、町ではこれまでも住民主体の訓練をサポートしておりますが、今後も、例えば輪島市の事例を参考に、自主防災組織と連携したT-D I G、アクション・ディザスター・イマジネーション・ゲーム、いわゆる街づくりにおける災害図上訓練や、石川県土砂災害対策アクションプログラムに基づく地区防災マップ作成等を取り入れながら、町としても支援態勢を強化したいと考えております。

また、高齢者等避難行動要支援者の安否確認や避難支援については、御指摘の通り重要なことであり、行政が主体性を持って訓練の実施を含めて推進してまいり所存でございます。

次に、被災状況に応じた避難の推進や状況の把握等については、マニュアルや台帳等を既に整備し、訓練でも使用しておりますが、御指摘の通り、更なる状況の把握・共有を特に災害対策本部において、更に総合的に把握・共有を図ることができるよう、速やかに現状を確認の上、検討してまいりたいと思っております。

更に、実効性を高めていくことが重要だとも認識をしております。

また、内閣府による「避難情報のポイント」の活用について、本町では昨年3月に町内全世帯に配布した「わが家の防災マップ」の中で、地域の実情を踏まえた上で、避難における注意点の1つとして記載し周知を図っておりますが、今後もあらゆる機会を通じて更なる周知徹底を図ってまいります。

なお、御指摘の件につきましては、いずれも町民の安全のために極めて重要なことであり、PDCAサイクルにより災害対応力の強化に努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（金田之治君） 企画情報課長 大下佳子君。

〔企画情報課長 大下佳子君 登壇〕

○企画情報課長（大下佳子君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

「宅地造成及び特定盛土等規制法」の改正により、宅地や森林、農地といった土地の用途に関わらず、盛土等が行われた土地については、土地所有者が安全な状態に維持する責務を有することが明確化されるとともに、災害防止のために必要なときは、土地所有者だけでなく、原因行為者に対しても是正措置の命令ができることとなりました。

また、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制することができ、罰則も強化されたということで、違反行為の抑制にも繋がることから、本町でも町民の安全・安心のためにこの法律を注視していきます。

令和2年度には、国土交通省が定める「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」により、本町でも盛土調査を行った結果、町内には大規模盛土造成地が存在しないことを確認し、町ホームページでも公表しています。

また、本町では安全で良好な地域環境の保全を図るため、無秩序な開発防止を「土地利用指導要綱」により規制しています。開発区域面積が2,000平方メートル以上のものについては、事業者から事業計画を提出していただき、審査し、協定を締結することとしており、その際の審査基準を細かく定めております。

審査基準の1つには、崖崩れ又は土砂の流出による災害が生じないように配慮されていることを定めておりますので、この基準に基づき厳正に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 健康づくり推進室長 浜坂浩幸君。

〔健康づくり推進室長 浜坂浩幸君 登壇〕

○健康づくり推進室長（浜坂浩幸君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

後遺症事例を把握する取組みにつきましては、相談事例が少ないことから、現在は行っておりませんが、相談につきましては適切に対応すると共に、今後相談が増加した場合等、状況の変化に際しては、県と連携し後遺症の把握に努めてまいります。

次に、「後遺症パンフレット」は、県及び町では作成しておりません。

また、宝達志水病院、健康福祉課は、相談窓口には指定されていませんが、宝達志水病院は県の「後遺症連携医療機関」として登録されており、受診、相談ができる体制を整えております。

また、健康づくり推進室でも相談を受け付けており、広報等で周知を行ってまいります。

次に、後遺症の治療費につきましては、健康保険の適用のみであり、国の助成はございません。

NHKの番組につきましては、視聴をしておりません。

以上であります。

○議長（金田之治君） 宝達志水病院事務局長 松田英世君。

〔宝達志水病院事務局長 松田英世君 登壇〕

○宝達志水病院事務局長（松田英世君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

宝達志水病院のPCR検査装置については、本年3月下旬に導入し、発熱症状等があり感染が疑われる患者に対して検査を行っております。

5月の検査実績については、1日平均3.3件、1日最多で11件の検査を行っております。

検査を外部委託していた際は、結果が出るまでに半日から1日を要していましたが、現在は早ければ約1時間で検査結果が判定できるものであり、非常に有効に活用されております。

検査装置導入後は、臨床検査技師の業務量は増加しておりますが、今後も1日10件程度の検査数であれば、当院で対応が可能と考えております。

なお、一度に多くの検査が必要となった場合は、当院の検査装置だけでは対応できないため、これまで通り外部の検査機関に委託する体制としております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 財政課長 金田成人君。

〔財政課長 金田成人君 登壇〕

○財政課長（金田成人君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

請負業者が工期を守らない場合、契約の約款上、どんな問題として扱われるかについて

ですが、宝達志水町建設工事標準請負契約約款第43条では、「工期内に工事を完成しないとき又は工期経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる」と規定されております。

また、第47条の2では、「工期内に工事を完成することができないとき、生じた損害の賠償を請求することができる」と規定されております。

このほか、宝達志水町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱第2条では、「工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるときには、情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする」と規定されております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 地域整備課長 杉谷克久君。

〔地域整備課長 杉谷克久君 登壇〕

○地域整備課長（杉谷克久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

過去、工期が守られなかった業者への処分についての御質問ですが、平成23年度に1件、履行遅滞の場合における損害における処分として損害額の請求を行っております。

次に、工事進捗等における問題などがあった場合の会議のメンバーについてですが、工事の進捗などについては、所属課で管理、対応しておりますので、そのような会議はございません。

次に、「完成工期が過ぎているのに、まだ終了していない」などの意見についてですが、町道堂田上田線の歩道工事や側溝改良工事、町道田中出村坪山線の橋梁工事などにおいて、電柱移転などの遅れで少し工期が厳しいとは聞いておりましたが、工期内には工事は完成しております。

工期を過ぎているのに、まだ工事を行っているのではないかとの意見につきましては、町工事とは別の民地側の擁壁工事や、耕作者からの要望により4月になり追加工事を発注し行っていたこと、また完了後の後片付けなどを行っていたことではないかと思われま

す。今後は、このような誤解を招くことがないように、管理、監督者として厳正に取り組んでまいります。

なお、工期が過ぎているのに、まだ終了していないなどの御意見については、地域整備課には寄せられておりません。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 再質問を幾つかさせていただきます。

まず、今回は4月に危機管理監になられた藤井危機管理監に質問が結構集中して、本当にちょっと4月に就任されたばかりで、私一人だと思ったんですけども、たくさんの方が質問されたんですけども、これは期待の表れですので、それはちょっとお許し願いたいと思いますし、私、議員になってから、中越地震のボランティアとか東日本のボランティア、輪島のボランティア、ずっと行ってきて、輪島は違うんですけども、いろいろな全国へ行った時に、自衛隊の方々と一緒に、場所は違うんですけども、任務も違うんですけども、やっていて頼もしいな、凄いなと思って自衛隊の方々を見ていたんです。その指揮を執っておられたというのが藤井さんだったというのを聞きして、これは頼もしいなと。

ただ、期待し過ぎて、藤井さんが潰れないように、きちっと休みを取って、町長、休みをきっちり原則的に取って、仕事をさせていただくようにまずお願いしたいんですけども、その点で、それも含めてちょっとお聞きしたいんです。

先程、コロナの問題ですけども、国からのコロナ交付金で町独自で助成というのはしないんですかね。本当はコロナは国で指定された病気ですから、いろいろとコロナの治療とかは全部国庫補助でやられていると思うんですけども、でもその後遺症というのがまだ今研究段階でちゃんときっちりとなっていないんですよ。その時に、国にお金を出せと言っても無理ですから、せっかくコロナのための助成金 coming いるんで、それで出せるんじゃないかな、自治体の判断で。

それは、コロナの後遺症の方、たくさんおられる訳ではないので、宝達志水病院なり、県中なり、大学病院でそうやって認定されたら、コロナ後遺症ですよというふうに認定されたら、診断が下ったら、私は出す必要があるんじゃないかなと。そんな、大きいお金にはならないと思いますし、私はそう思います。

それと、健康づくり推進室長ですけども、NHKの番組を見ていないと言っておいでたけれども、別に見なくてもいいんですけども、でもやっぱり責任者として、感染とかコロナの責任者として、あらゆる情報を収集していくという姿勢が求められるなというふうな思いで、質問ではないんですけども、そういうことを望みたいなというふうに思い

ます。

2点目の質疑は、子供にやっぱり影響を及ぼすんですよね、後遺症というのはずっと。その後遺症にかかっている間は、いつ治るか分かりませんが、学習能力とか、学習とか、いろいろなものに影響しますし、この町は、そうやって子供らの、学校教育を含めて、いろいろな算数とか理科とかのいろいろな資格といいますか、取るときに、いっぱい助成して、皆頑張れよ、勉強頑張れよというふうな町ですので、やっぱり、子供がこの後遺症にかからないようにするにはどうしたらいいかと言うと、先程言ったように、そもそもコロナにかからないようする。

そして、そのためには宝達志水病院の検査機器を利用する。1検体1時間やったら、その検体の中に5人なり10人分を入れて、町の子供たちに関わるどころ全体で検査して、そして、この交付金で新たに検査技師とか雇ってやれば、私はそんなにたくさん増えて増えて仕方ない町ではないです。子どもたちが増えるという町ではないので、せめて子供たちからこのコロナ感染をなくす、出さない、その決意が求められると思うんですが、町長の決意なんです。

先程、岩根議員も職員で頑張っている人もおれば、ちゃんと普通通りにという人もおいでるけれども、でも、職員を育てる基本は何かと言ったら、やっぱり町長の決意なんです。もう絶対に雨で死者を出さないぞ、怪我させないぞ、年寄り怪我させないぞという決意なんです、町長の全部。それが部下に伝わって、部下が一生懸命にやっていくというのが、そこを是非知っておいていただきたいなと思うんですよ。

それで、先程も言いましたけれども、このPCR検査を子供らにしない。後遺症があるというのに、もう医者も言っていますから、厚労省の検査機関も言っているんで、絶対そうしないためには、先程提案していることを言っているんですけども、それを町独自でしない。これは一体何でなのか。

1つの検体の試験管の中に10人分入れてもいいんですよ。大丈夫なんです。他でやっているところたくさんあるんですよ。そういう検査をしないというのは一体何なのか。ここを是非言っておいていただきたいなと思います。

それと、先程大雨の中での避難勧告や避難指示なんですけれども、町長は新たにそんな、これまで通り防災行政無線やLINEやテレビやラジオ云々言っていますけれども、心配なのは、災害の時、高齢者です。

実は、災害のこのテレビを見ましたけれども、NHKのテレビを見ましたけれども、あ

の長沼地域、防災意識が高く、一生懸命やっておったあの長沼地域でも、まさかこういう状態になるとは思わなかったと言う人がたくさんおるんです。

ばあ一つと水が来ても、避難しなかったという人がたくさんおいでるんです。半分ぐらいおいでるんですよ。その方々に本当に逃げてください、ここに逃げてくださいというふうにその気にさせるというのが一番大変なことやなと思っています。

ですから、それもやっぱり高齢者のところに独自に案内が行くような、防災ラジオといえますか、そういうのを配布してできないかなと思っているんですよ。これも、町長の決意なんです。それで、たくさんの職員の方々が動きますので、それをちょっと、もう一度再質問として出させていただきます。

以上3点。

ごめんなさい、もう一つあります。

臨時交付金ですけれども、中小業者、中小業者って言ってますけれども、この臨時交付金の使い道としては、国会答弁で先程言いました、御紹介した内閣府の黒田昌義地方創生推進室次長、この人もちゃんと言っているんですけれども、福祉の施設、こういう所にも出せますよと。町が関わる所へ、それでこれまでは商工会が要望を、商工観光課長が商工会と定期的に面談しておって、そこで出されたやつを予算化したって前回臨時議会で言っていましたけれども、やっぱり、この福祉課の福祉関係の方々との懇談も含めて、このコロナでの影響を聞いて、この臨時交付金というのを使えるというふうにおっしゃっていますんで、ちょっと検討をお願いしたいなと、お願いするというか、検討するべきだと思うんですけれども、この4点お願いします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の再質問にお答えをいたします。

まず、後遺症の方に対する助成についてですけれども、テレビのこともお示しいただいて御質問いただきましたけれども、いろいろな、私もテレビとかやったり、そんなところで拝見したりします。若い方、年代問わずいろいろな方が重い症状に苦しんでおられるというような姿も見受けられますし、そういった状況が早く克服されるというか、苦しんでおられる方に対する治療であったり、そんなものが進んでいけばなというふうには思っております。

一方、町として助成を行っていくということにつきましては、その助成にお金を充てて

いくということにおいて、症状の原因であったりとか、原因ですね。あとは症状、そんなものをよく見極めて、確かに後遺症で間違いないのかどうか、そんなことの見極めも大事でありますし、そういったことを町独自でしていくのも難しいのかなというふうにも思っております。

一方、現在、健康づくり推進室であったり、町の病院であったり、相談は受け付けておりますので、そういったところでしっかりと対応しますし、また室長が申し上げましたけれども、状況が変化するようなことであったり、そんなことについては機敏に対応していくような、そのような緊張感を持った、困っておいでる方を助けてあげられるというか、それに対する御支援をしっかりとできるような形で取り組んでいきたいと考えております。

また、次にPCR検査のことを御提案いただきました。

後遺症のことも含めて、若い人たちがかかったら、長い期間困って大変やぞと、そのようなお話もございました。

そのために、そもそもコロナにかからんようにということでございますけれども、検査を数多くすれば、コロナにかからずに済むのかどうかということがありますし、それが、仮にですよ、町で、宝達志水病院でたくさん、もうできる限りとことんやれば、町の力だけでできるかどうかということでもないと思っております。

ちょっと、規模が違うかもしれませんが、上海とかでも大規模なロックダウンがもう長いこと続いておったりと、本当に撲滅というか、地域でゼロにしておこうというようなことであれば、そんなことも必要でありますし、そうではなくて、必要な活動ですね、教育活動、様々な社会活動、そういったことを行いながら、コロナとの共存の期間というものも、皆さんとしっかりと気を付けながら進めていこうという状況でございます。

なかなか、検査の増加だけでは難しいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

そして、次に災害の情報提供ですね。これまでに、災害のボランティア等で行かれたところで、御当地でもまさかこんなことがというような想いであった方が多かったと、そのようなお話しでございました。

手段をしっかりしておくということが重要であります。ということで、先程、幾つかの手段について挙げさせていただきましたが、概ね、先程の申し上げたような手段を使っていくことによって、周知についてはカバーできるのではないかと考えておりますし、例えば、防災ラジオであったりとか、戸別受信機とかですかね、そういったものを各戸に配布

するようなイメージで御提案なさっておったのかなと思いますけれども、既に必要なというか、電波が届かんような、声が届かないかな、そういう御家庭の方にはラジオをお貸しするような制度がございますし、やっぱり新たなものを何かお配りするよりも、普段使い慣れたような物をお使いいただくことが大事かなということも思います。

私も何年か前にラジオを買ったんですけども、小さいラジオですね。それがもうずっと電池を入れっ放しにしてあったら、液漏れか何かで、もう錆びて壊れてしまったというふうなこともありました。ちょっと情けない話で、それからまた別の、今度は手回しのラジオを置いておりますし、町長室もラジオを置いていますが、電池は抜いて置いてあります。

ということで、日頃からやっぱり使うような物を災害時の情報を受信する手段にもしていただきたいというふうに思っておりますし、現行の手段、これを我々においても、そして町民の皆さんとの連携した訓練、そういった中においても、十分活用できるような態勢、共助、公助の枠組みというものをしっかりしていきたいなと思っておりますし、あと、私をもっと頑張ればいろいろなこともできると。防災のことに限らずおっしゃいまして、その中で、戸別受信機とかよりは、最近スマートスピーカーとかありますね。ああいったものは有効ではないかなというふうに思っております。

戸別受信機であれば、音声の情報だけですね。ということで、なかなかいろいろな情報が分かりにくいということもあります。何かニュースとか出ておっても、ラジオだと順番にずっと聞いておらんと駄目ですよ。自分のところがどうなのかということも大変分かりにくいということで、スマートスピーカーって、画面が付いた音声の出る機械で、そんな物使われるかというようなこともありますけれども、それを誰にでも使えるような物にすればいいと思うんです。

ということで、私もいろいろ調べたりはしておるんですが、なかなか町独自では、単独ではハードルが高いなと思っておりますし、そういったことに国なんか目が向けてくれたらなとも思ったり、また機会あれば要望なりしてみたいと思っておりますのでございます。

そして、交付金の福祉事業所等への支援へ使えばどうかということも御意見いただきました。

そういった支援についても重要なことかと考えております。それを行うには、しっかりとした地域の実情、従事者の皆さんの声であったり、利用者の皆さんの声であったり、そ

ういったのを聞くということが御指摘の通りに重要であると考えておりますので、そういったことも含めて取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（金田之治君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（金田之治君） お諮りいたします。議案第34号から議案第35号までの議案2件及び報告第2号から報告第13号までの報告12件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第34号から議案第35号までの議案2件及び報告第2号から報告第13号までの報告12件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（金田之治君） お諮りいたします。委員会審査のため明6月10日から6月16日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月10日から6月16日までの7日間を休会することに決定いたしました。

◎散 会

○議長（金田之治君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は6月17日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後零時32分散会

令和4年6月17日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁		

◎欠席議員

6 番	土 上 猛
12 番	北 信 幸

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	坂 井 賢
次 長	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	寶 達 典 久
副 町 長	大 岩 慎 一
総 務 課 長	岡 田 正 人
危機管理監兼 環境安全課長	藤 井 博 樹
企画情報課長	大 下 佳 子
財 政 課 長	金 田 成 人
商工観光課長	守 田 幸 浩
税務住民課長	菅 野 嘉 一
健康福祉課長兼 子育て応援室長	定 免 文 江

健康づくり推進室 長	浜坂浩幸
農林水産課長	松原好秀
地域整備課長	杉谷克久
会計課長	松坂久代
宝達志水病院 事務局長	松田英世
教育長	細江孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室長	安達大治
学校教育課 担当課長	岡本泰
生涯学習課長	宮本孝則

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第36号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算(第3号)
(町長提出)
- 日程第2 議案第37号 町道米出今浜線道路改良工事請負契約の締結について
(町長提出)
- 日程第3 議案第38号 田中大坪川橋架替工事(上部工)請負契約の締結について(町長提出)
- 日程第4 議案に対する質疑
- 日程第5 討論
- 日程第6 採決
- 日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（金田之治君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただ今の出席議員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、6 月 9 日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（金田之治君） それでは、日程第 1 委員長報告を行います。

先に、各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長 勝二正人君。

〔病院運営特別委員会委員長 勝二正人君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（勝二正人君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る 6 月 10 日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、電子カルテ導入による診療報酬について、電子カルテによる他の病院との連携など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について町当局から説明を受け、専決処分の報告 1 件については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、令和 3 年度の宝達志水病院決算見込みの状況や医療従事者への 4 回目ワクチン接種に係る質疑が行われました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げます、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長 小島昌治君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小島昌治君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして、本委員会に付託されました案件及びその他について、去る6月15日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、①道路交通法改正に伴う「アルコール検知器の役場庁舎内での設置とその利用と管理」について、②コミュニティバスの今後の路線変更に係る「南北シャトル便のバス停」について、③「DMO推進事業による先進地視察」で、なぜ気仙沼に視察をすることになったのかについて、④「里山里海振興事業の水素ステーション設置とトキの放鳥」が世界農業遺産事業とどう関わるのかについてなど、多くの質疑・質問があり、活発な審査が行われました。

また、本委員会に係る質問も行われました。それは、一般質問でも出された、ある業者の複数の公共事業の「完成工期が守られていない」との町民からの訴えに基づく質問であります。これは一般質問した議員とは違う議員が、視察した結果に基づいて指摘したことが重要であります。「なぜ、このようなことが起こるのか、それは1人の現場監督が公共事業の現場の監督を重複して行い、下請企業に工事の大部分を担わせているようで、監督責任を果たせなくなっているのではないか」という原因にまで遡り、質問が行われました。それは、退職された元副町長が、「町の公共事業が1つの企業にあまりにも多く請負させてしまっている」という発言と合致いたします。あまりにも狭い地域を指定し、一般競争入札での公共事業の入札を行っている町行政の在り方が問題になっていると考えます。これ以上、同じ問題を繰り返さないために、「広域圏で事務組合を行っている羽咋市なども公共事業の入札参加対象地域に加える必要がある」、また「大きな工事は分けて業者に発注する」との議会側からの指摘を正面から行政は受け止めることを強く求めます。

本委員会では、付託案件については慎重に審査した結果、議案1件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件は、いずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総

務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

以上。

○議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、松浦文治君。

〔教育厚生常任委員会委員長 松浦文治君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（松浦文治君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る6月13日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、子育て世帯生活支援特別給付金、冬期間のスクールバスの運行、部活動における外部指導者、アレルギー等でワクチン接種ができない方への対応など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案2件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件は、いずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、小学校統合時のスクールバス運行は、関係機関、地元と十分協議を図りたいとの意見が出されましたことを申し添えます。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） これで、委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（金田之治君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより、採決に入ります。

まず、議案第34号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第35号 宝達志水町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（金田之治君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第35号 宝達志水町立学校設置条例の一部を改正する条例について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第2号 専決処分の報告について、専決第2号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第14号）から報告第6号 専決処分の報告について、

専決第6号、令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）までの報告5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第2号から報告第6号までの報告5件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第2号から報告第6号までの報告5件は、委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第7号 令和3年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であり、報告第8号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第9号 令和3年度宝達志水町病院事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でありますので、いずれも御賢察の上、御了承願います。

○議長（金田之治君） 次に、報告第10号 専決処分の報告について、専決第7号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例についてから報告第12号 専決処分の報告について、専決第9号 宝達志水町過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの報告3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第10号から報告第12号までの報告3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第10号から報告第12号までの報告3件は、委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第13号 専決処分の報告について、専決第10号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第13号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、報告第13号は委員長の報告のとおり承認されました。

◎日程の追加

○議長（金田之治君） お諮りいたします。ただいま議案3件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） それでは、追加日程第1 議案第36号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）から議案第38号 田中大坪川橋架替工事（上部工）請負契約の締結についてまでの議案3件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします。補正予算関係1件、契約関係2件について御説明申し上げます。

議案第36号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は237万円を追加し、総額を77億7,279万6,000円とするものであります。歳出では、農林水産業費に町内の認定農業者が生産効率化のために行う農業用機械の導入に対して補助金を追加するものです。歳入には、全額県支出金を充てるものであります。

次に、議案第37号及び議案第38号の契約案件については、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

議案第37号 町道米出今浜線道路改良工事請負契約の締結については、町道米出今浜

線の建設において盛土工、植生工、路盤工等を行うものであり、池田建設工業株式会社と1億209万9,800円で契約を締結したいとするものであります。

次に、議案第38号 田中大坪川橋架替工事（上部工）請負契約の締結については、田中大坪川橋の上部工事を行うものであり、勝二建設株式会社と5,005万円で契約を締結したいとするものであります。

以上で案件の提案理由説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（金田之治君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第36号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第37号 町道米出今浜線道路改良工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第38号 田中大坪川橋架替工事（上部工）請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（金田之治君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 柴 田 捷

署名議員 北 本 俊 一